

## 論文

## 後藤光乗、祐徳、徳乗銘鑿線刻花押分銅についての実証研究\*

山 田 研 治\*\*  
 森 川 年 久\*\*\*  
 入 野 博\*\*\*\*  
 小 川 博\*\*\*\*\*

## 1. はじめに

近世初期の織豊期及び慶長期の古分銅についての研究は、岩田重雄を中心に入野博の所有している伝世品や堺の環濠都市遺跡、大坂城址から発掘された各種分銅の研究を中心に進められてきた。入野博所蔵の伝世品及び堺、大坂城からの出土品で後藤銘花押のある分銅は、後藤四郎兵衛家第4代光乗（享禄2(1529)年－元和6(1620)年）、弟の菱後藤家祐徳（生没年不詳）銘鑿線刻花押のものであった。

最初に確認されたのは祐徳銘鑿線刻花押分銅であり、花押「高」は天正菱大判の墨判と同一であった。次いで祐徳のほぼ同世代、兄の光乗と甥の第5代徳乗（天文19(1550)年－寛永8(1631)年）銘鑿線刻花押分銅が発見、確認された。

現在、光乗と比定しうる分銅は入野博所蔵の3匁1面と平成14(2002)年大坂城址出土の5匁1面である。また徳乗と比定しうるものは山田研治の所蔵する3匁1面、小川博によって調査された松本市博物館・日本民俗資料館（以下日本民俗資料館と略）の20両1面である。これらはいずれも鑿線刻花押分銅である。

以下、本稿では、上記光乗、祐徳、徳乗の伝世鑿線刻花押分銅と、大坂城址及び堺環濠都市遺跡から出土した鑿線刻花押分銅を対比検討し、次いで織豊期から慶長期にかけての後藤製分銅の棒秤、とりわけ銀秤への影響を伝世銀秤の刻印から実証的に論究する。

## 2. 後藤鑿線刻花押分銅の資料と所在

後藤家の系図については数多くあり様々議論されてきたが、元禄2(1689)年演乗（寛永18(1641)年－元禄6(1693)年）により作成された祖縁別宗撰「後藤家譜」<sup>1)</sup>及び明治11(1840)年3月後藤光文調製「後藤家一統系図」<sup>2)</sup>を基に、古分銅期の宗家後藤四郎兵衛家と菱後藤家祐徳との系図を記す。以下、その系図を基に光乗、祐徳、徳乗銘鑿線刻花押分銅の出土状況と伝世品の所在を整理する。

## 2. 1 古分銅期の後藤系図（部分）

（宗家後藤四郎兵衛家）

第1代 第2代 第3代 第4代 第5代 第6代  
 祐乗－宋乗－乗真－光乗－徳乗－宋乗－略  
 元乗（喜平衛家）－略  
 祐徳（菱後藤家）－不明

菱後藤家について「後藤一統系図」では「菱後藤條 乗真吉久三男小三郎吉高后祐徳ト云。是菱後藤ノ祖ナリト云々、慶長十四年ヨリ金銀吹破判金究連判書ノ内ニ、大坂後藤良安、大坂後藤乗訓、同後藤乘以、後藤乗喜等アリ。是分ヲ菱後藤ト云。然トモ、右等ノ死年并子孫如何、不詳ト云々」<sup>3)</sup>と記している。

祐徳以外の菱後藤系鑿線刻花押分銅は森川年久が所蔵している固体数1面のみであり、今後の更なる発見と西脇康によって進められている菱後藤家の研究を待たなければならない。

\* 受付 2004年10月29日 \*\* 会員 〒277-0941 千葉県東葛飾郡沼南町高柳 1759-7

\*\*\* 〒271-0941 千葉県東葛飾郡沼南町大井 934 エリカマンション 9-309

\*\*\*\* 〒145-0065 東京都大田区東雪谷 1-19-4 \*\*\*\*\* 〒387-0014 長野県千曲川市内沢 109-1

## 2. 2 第3代後藤乗真

### ① 遺構からの出土

福岡博多の4両(1)。以下の( )内の数字は個体数を示す。当初「久二」と銘を誤読し、第3代乗真(永正9(1512)年ー永禄5(1562)年)と比定されたが「久二」と修正された<sup>4)</sup>。この結果「後藤家譜」、光乗の条40歳の時「時已に黄金と法馬詐欺並び興る。是に於いて又之をして符を黄金の上に書し、篆を法馬の背に刻ましむ。(割注)符は俗に判と曰ふ。因りて判を金上に書し、判金と号す。法馬は天平の銅鍾なり。倭俗に是を分銅と謂ふ」<sup>5)</sup>ことから、鑿線刻の分銅は光乗40才以降、1570年代末頃が始期であると推測される。その意味で天正9(1581)年の後藤四郎兵衛家史料の織田信長の「命」<sup>6)</sup>はその史料的価値が高い。

### ② 伝世品 なし。

## 2. 3 第4代後藤光乗

### ① 遺構からの出土

大坂城址、5匁(1)、「大阪府文化財調査研究センター調査報告書第74集」<sup>7)</sup>。

調査報告書では徳乗と比定したが、今回の日本民俗資料館の調査結果とあわせ、光乗と比定すべきである。

### ② 伝世品

入野博所蔵、3匁(1)。

### ③ 参考貨幣資料

塚本豊次郎増訂「日本貨幣史」思文閣、大正14年、増補図版第13号「古丁銀」の写真<sup>8)</sup>(昭和15年すでに実物の所在不明)。及び草間直方「三貨圖彙」。東京大学経済学部所蔵無判金。

## 2. 4 後藤祐徳

### ① 遺構からの出土

堺環濠都市遺跡、5匁(1)、「堺市文化財報告第49集」<sup>9)</sup>。

大坂城址、4両(1)、前掲「大阪府文化財調査研究センター調査報告書第74集」。

### ② 伝世品

入野博所蔵、20両(1)、10両(1)、5両(2)、4両(1)、2両(1)、1両(1)、4匁(2)、3匁(2)、1匁(1)。

山田研治所蔵、2匁(1)。

### ③ 菱後藤家系鑿線刻花押分銅の伝世品

森川年久所蔵、5両(1)。

森川年久所蔵の分銅の計量及び検証については、今後の研究課題である。すでに西脇康は勘兵衛家史料から、菱後藤家の良安、乗訓、乘以、乗喜の花押を採取されているが分銅用の極判ではない。乗訓が嫡男であると西脇康は推測されている。

### ① 参考貨幣資料

祐徳墨判の天正菱大判は天正16(1588)年、17(1589)年(14(1586)年と解するのは小川浩、塚本豊次郎)及び19(1591)年のものが確認されている。

## 2. 5 第5代後藤徳乗

### ① 遺構からの出土 なし。

### ② 伝世品

山田研治所蔵、3匁(1)。

日本民俗資料館所蔵、20両(1)。

### ③ 参考貨幣資料

分銅と同一の花押を有する判金等未見であるが、装飾性の高い花押の墨判を有する天正長大判、慶長大判がある。高柳光壽は栄乗の墨判とされている天正長大判を後藤四郎兵衛家史料(A-90)「歴代花押写」(以下、(A-90)「花押写」と略記)と同じ徳乗の墨判花押としている。これは誤りであり検証史料に問題がある。高柳光壽は、後藤四郎兵衛家史料(A-87)「歴代花押並紋覚書(心覚)」(以下(A-87)「心覚」と略記)の徳乗の花押と尾張徳川家伝来三所物小柄「猩々舞図」花押とを照合し、正確に比定すべきであった。<sup>10)</sup>

## 3. 光乗銘鑿線刻花押分銅についての検証

後藤家は天正9(1581)年10月15日付、信

長の命により大判及び分銅役を受ける。若山泡沫は、伝世史料と合致することから高く評価し「これは後藤家にとって画期的なことである。この時代の大判はその形状が不定で、一枚の十両も一両九匁六分ずつになっており、貫代一両につき二分ずつを加え、十両の量目は九十八匁であった」<sup>11)</sup>と記す。若山泡沫の見解は「遠藤後藤系圖伝」を引用した高柳光壽との見解に一致する<sup>12)</sup>。当時の10両の量目98匁という記述は、判金1枚に相当する印子金の量目と深い関わりをもつ。

### 3. 1 印子金について

印子金については、坂倉九郎次「吾職秘鑑」が最も直接的な史料であり、印子金は「此の金往古多く渡れり、其時ハ此邦いまた金銀遣ひなきゆへ、礼幣のものにのミ用ひ来り、大家の婚姻等にハ印子お何枚おくり拝とするなど、栄曜に用いけるよし、中華よりハ不渡、皆蛮邦のものなり、<sup>アマカワ</sup> 亜 媽 港 を上とす、漳州これに次ク、其外南蛮船にハいつれも持渡りけるよし、慶長の比歟、京都にて印子を吹出し、渡り印子より値段賤しかりし故専らに京吹印子を用ひけるよし、渡り印子値段下値ニなり、夫れより唐丹持渡らす、

- 一 亜媽港印子金目九拾八匁 四拾四匁替  
代元禄金貳拾貳兩壹分銀壹匁三分貳厘
- 一 漳州印子金目九拾九匁七分 四拾五匁替  
代元禄金貳拾貳兩銀九匁三分
- 一 華印子五 四拾八匁替  
金目四拾九匁三分五厘」<sup>13)</sup>

通常、印子金はマカオ印子金にみられるように吹減損2分であり、判金1枚相当である。しかし元禄10年の改めでは「御改之節、数十箱之内より五ツ出候て改候ニ、金目百目宛在之」<sup>14)</sup>とある。以上から印子金と後藤の花押（光乗及び元乗）が描かれている東京大学所蔵の無判大判金の質量166gの再計測と検証が今後必要になる<sup>15)</sup>。

現在、江戸東京博物館に寄託されている平尾

賛平蒐集「旧三和銀行金融資料館」所蔵印子金の質量についての計測や分析等、印子金の研究調査は極めて遅れており早急に対策が求められる。同時代の太閤分銅金については、岩田重雄等によってすでに調査が進んでいる。

岩田重雄によれば、日本銀行貨幣博物館保管の太閤分銅金10両(100匁)、5種301個の標準質量は373.499gであり「1匁=3.73499g」であったと記す<sup>16)</sup>。

### 3. 2 光乗期の質量について

日本計量史学会客員会員丘光明は、明時代後期神崇帝（嘉靖42(1563)年—萬曆48(1620)年）萬曆18(1590)年銘の蘭型分銅の検証を行っている。丘光明は6個の組分銅から1両あたり平均37.13g換算であることを明らかにした。さらにこの検証から萬曆18年銘分銅、60両、100両が、1両あたり37.14及び37.1に調整されていることを明らかにし、当時の質量標準は「1匁=3.71g」であるとした<sup>17)</sup>。

また中根元珪は明時代の分銅と当時の我が国の分銅との相関性を「律原發揮」元禄10(1697)年で、「本邦制スル所ノ法馬、又鈎馬ト曰フ、俗ニ謂フ所ノ分銅也、十銭ヲ呼フ一兩ト曰フ、是ニ知ヌ、明ノ制ト與スル全ト同キコトヲ、璋家幸ニ明制スル所ノ法馬数個有、各之ヲ秤テ兩毎九銭九分半強ヲ得、微十銭ニ不滿、其不滿所以ハ、蓋人手ノ褒貶ニ依ナランノミ」<sup>18)</sup>と記している。

この中根元珪が計量した9匁9分5厘と萬曆18年「1匁=3.71g」を基に1590年の日本での換算値を導きだすと「1匁=3.728g」である。太閤分銅金とはわずかながら質量標準が異なる。

大坂城址出土の5匁光乗銘鑿線刻花押分銅は実測「5匁=17.94g、1匁=3.588g」である<sup>19)</sup>。土中等で、損耗により減じたものと思われる。残念ながら入野博所蔵の3匁鑿線刻花押分銅は損傷激しく計測するに値しなかった。

### 3. 3 光乗銘花押「古丁銀」との一致

「吾職秘鑑」には、「一、天正十六年黄金ノ大判小判ヲ造ラル。織田殿ハ財ヲ生するの才略おはせしかハ、國富たり。秀吉又其才おわせしかハ、天下をしろし給ひしより、天下の才を聚斂して国用を足されき。天正十六年に大判小判造らる。是世に天正十六年判といふものなり。但シ是より三年の前、天正十三年の秋、金賦とて大名小名に金銀を給し、金五千枚、銀三万枚、されハ其頃、既に大判丁銀等ハ存し也。是ハ往昔より存しものにて、十六年の製とハ同じからざる歟」<sup>20)</sup>とある。

上記「吾職秘鑑」のこの記述から後藤花押の「古丁銀」を検証すると、塚本豊次郎「増訂日本貨幣史」所収の増補図版 13 号の「古丁銀」(図-1)を見いだす。

増補図版 13 号の「古丁銀」は草間直方「三貨圖彙」の図版と完全に合致する。これらの「古丁銀」の花押は(A-90)「花押写」の光乗の極判と一致すると、高柳光壽は「後藤光乗とその作品に就いて」<sup>21)</sup>で指摘した。

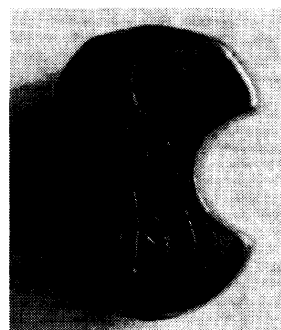
塚本豊次郎は「三貨圖彙」と合致する後藤銘の「古丁銀」を「足利氏の末、後藤徳乗光次の鑄造したるものともいひ、或いは天正年間、豊公の命によりて、徳乗光次これを鑄造したるなりともいふ」<sup>22)</sup>と記している。

徳乗は「光基」であり、塚本豊次郎は後藤四郎兵衛家史料(A-98)第16代方乗が差し出した「由緒書扣」等の後期後藤四郎兵衛家史料を利用したため誤認が多い<sup>23)</sup>。これらの点を踏まえて増補図版 13 号の花押を精査する必要がある。筆者等は今回の調査結果から図版 13 号の「古丁銀」の花押が入野博所蔵 3 匁(図-2(a))大坂城址出土の 5 匁(図-2(b))の光乗銘鑿線刻花押分銅に完全に合致することを確認した。

なお、高柳光壽が対比しているように前田家所蔵の光乗の三所物(筭)と(A-90)「花押写」とは合致する<sup>24)</sup>が、増補図版 13 号「古丁銀」の花押とは上部に一部相違が残る。しかし基本部分は完全に一致しており、「古丁銀」の花押と



図-1 「三貨圖彙」図版



(a)入野博所蔵、3 匁 (b)大坂城址出土、5 匁

図-2 光乗銘鑿線刻花押分銅裏面

鑿線刻花押分銅 2 面がそれぞれ合致することから光乗と比定した。

### 4. 徳乗銘鑿線刻花押分銅についての検証

小川浩は「日本古貨幣変遷史」<sup>25)</sup>で、塚本豊次郎が徳乗としてきた増補図版 13 号「古丁銀」は高柳光壽が述べているように徳乗ではなく、光乗であることを早くから指摘してきた。小川浩の論拠は、前掲高柳光壽「後藤光乗とその作品について」で発表された光乗の花押の実証分析に基づくものである<sup>26)</sup>。

高柳光壽は昭和 15 (1940) 年に公開された加賀前田家伝世の光乗作三所物の花押を分析し、「古丁銀」の花押を光乗と、(A-90)「花押写」から検証した<sup>27)</sup>。しかし、当時、入野博所蔵の光乗銘鑿線刻花押分銅の存在は知られておらず、

大坂址からの出土もなかった。

平成 14 (2002) 年までこのような状況が長く続いたが、我々グループは入野博所蔵の光乗と大坂城址からの出土品から、高柳光壽が未見とした光乗銘鑿線刻花押分銅を明らかにした。さらに徳乗銘鑿線刻花押分銅を発見し比定した。

#### 4. 1 徳乗の諱「光次」「光基」について

塚本豊次郎が資料的根拠とした後藤四郎兵衛家史料 (A-98)「由緒書扣」、第 16 代方乗 (文化 13 年 (1816) - 安政 3 (1856) 年) 差出しでは「右祐乗与五代目徳乗光次儀織田信長公時代通用金銀之製作仕候。是日本通用金之最初ニ御座候。且太閤秀吉公時代大判金小判金吹立縁ニ桐之紋極印免許ニ相也、其上自分光次之極印打候儀ニ相成申候。其外世上金銀之位定并金銀掛改分銅役被申付出、従先祖領シ来候山城國之内ニ而知行式百五拾石之朱印被賜候」<sup>28)</sup>と記している。この文書は後藤宗家が金座後藤を掌握しようとした意図的文書であり、徳乗の諱を「光次」としている。

徳乗の諱は「光基」であって、金座初代後藤光次が使用した「光次」という諱を (A-98)「由緒書扣」で徳乗に付与したのは、後藤四郎兵衛家史料 (A-95)「後藤桂乗先祖略歴書上 (明細書)」(以下 (A-97)「明細書」と略記) 以降に見られる金座後藤との統合の為の政治的意図に基づくものである<sup>29)</sup>。

第 14 代桂乘以降、後藤四郎兵衛家史料には意図的な「徳乗光次」が散見される。

以上から、分銅に刻印もしくは鑿線刻されている徳乗銘花押についての検証は、後藤四郎兵衛家史料 (A-99)「大判金花押扣」を参考に、前掲 (A-87)「心覚」に準拠して実証分析することが正確性を高める基本要件である。西脇康がいう一部批判的に参照する必要のある箇所、10 代廉乗 (寛永 5 (1628) 年 - 宝永 5 (1708) 年)、11 代通乗 (寛文 4 (1664) 年 - 享保 6 (1721) 年) の部分を除いて、分銅の花押と (A-87)「心覚」との近似性、正確性は疑いの余地がない<sup>30)</sup>。

#### 4. 2 「後藤家歴代花押並紋覚書

##### (心覚)」と徳乗花押

前掲 (A-87)「心覚」すなわち「後藤家歴代花押並紋覚書 (心覚)」は、上述した後藤四郎兵衛家史料 (A-90)「花押写」と同様に西脇康によって史料批判されている部分もあるが、その極判、花押は最も信頼を置ける一次史料である。とりわけ (A-87)「心覚」の徳乗の花押は山田研治所蔵 3 匁鑿線刻花押分銅に合致する。しかし (A-90)「花押写」に示される徳乗の花押は天正長大判の墨判とは異なる。この点が分銅、大判、三所物の花押との同一性をもつ菱後藤家祐徳との相違である。

古くから刀装具界では典型的な天正長大判の墨判花押に近似する徳乗の三所物は偽物であると指摘されてきた。これは (A-87)「心覚」や (A-90)「花押写」の歴代後藤宗家の花押が三所物や分銅の極判であり、天正長大判に徳乗が墨書している装飾的花押とは異体であることを示す。

もっとも、この相違が、(A-87)「心覚」や (A-90)「花押写」と三所物及び分銅の花押とを比定する準拠としえる所以である。

なお (A-90)「花押写」には第 13 代延乗光孝 (享保 7 (1722) 年 - 天明 4 (1784) 年) までの折紙の裏印があり、改めを行った事を示す光美、光求の花押までも記載されている。光美は第 14 代桂乗 (寛保 1 (1741) 年 - 享和 4 (1804) 年) の子第 15 代真乗である。光求 (天明 4 (1784) 年 - 嘉永 4 (1851) 年) は桂乗の二男もしくは三男であり、分銅所預りの勇五郎家を興す<sup>31)</sup>。

#### 4. 3 徳乗銘鑿線刻花押

我々グループは、徳乗の花押について (A-87)「心覚」の極判を基に、山田研治所蔵の 3 匁鑿線刻花押分銅、日本民俗資料館所蔵 20 両鑿線刻花押分銅とを対比し、徳乗銘と比定した。

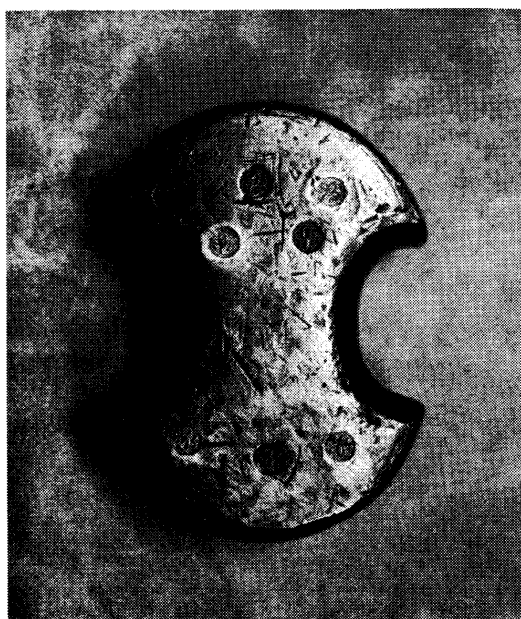
これまで徳乗銘鑿線刻花押分銅は山田研治所蔵の 3 匁 1 面が唯一であり、今回初めて日本民俗資料館所蔵の 20 両との対比が行われ極判す



図-3 山田研治所蔵 3 匁



(a) 裏面



(b) 表面

図-4 日本民俗資料館所蔵 20 匁

なわち花押の同一性が認められた。同時に、今回の調査で光乗銘鑿線刻花押分銅と徳乗のものとの区別が可能になった。

特に上記（図-2 (b)）の平成 14 年の大坂城址からの光乗銘 5 匁鑿線刻花押分銅出土は、徳乗銘及び光乗銘分銅を比定する直接的契機となった<sup>32)</sup>。

## 5. 徳乗銘鑿線刻花押分銅 20 匁の形状と質量

日本民俗資料館の 20 匁は館の資料カード（民俗）によると、受け入れ先は市川清作であり、昭和 46（1971）年に収蔵された。受け入れ先の同氏は地元の古物業者であり物故されている。

そのため、分銅の素性について日本民俗資料館の資料カード（民俗）から、これ以上遡及することは困難である。

### 5. 1 形状について

資料カード（民俗）には、形状について法量メモが横 54×縦 72mm と記されている。しかし平成 16 年 6 月の小川博による計測では下記の如くである。使用ノギスは 1/20mm である。

上横幅 55.10mm 胴横幅(中心)31.55mm  
下横幅 55.75mm 上下縦幅 74.05mm

この形状は、古分銅期の 20 匁に見られる典型的形状で入野博所蔵の祐徳 20 匁 1 面、その他時折発見されている。

### 5. 2 質量について

質量について資料カード（民俗）は「1 匁＝37.5 g、20 匁＝750 g、実重量＝749.5 g」となっている。しかし、質量については精度が低いこともあり、小川博が再計測を行った。新光電子（株）製、電子天秤、タイプ A J -6200（秤量 6200 g、目量 0.01 g、製造番号 033970007）による。

計測値は下記の通りである。

|       |       |          |
|-------|-------|----------|
| (計測値) | 第 1 回 | 748.57 g |
|       | 第 2 回 | 748.55 g |
|       | 第 3 回 | 748.57 g |

## 第4回 748.57 g

以上から、

「1両=37.4285 g、1匁=3.743 g」

であった。

この値は岩田重雄が求めた江戸期（天正 1（1573）年から明治 3（1870）年まで）298 年を通じての平均的分銅の質量、「1 匁=3.736 g」を上まわり、江戸中後期の質量標準に合致する。岩田重雄によると 1 匁あたりの理論値は 1580 年 3.728 g、1615 年 3.730 g である<sup>33)</sup>。従って、分銅製作時に補正を行い補填されたものではない。江戸中期から末期にかけての補正であると推測される。

なお、岩田重雄による山田研治所蔵の 3 匁鑿線刻花押分銅の計測結果（図-3）は、

「3 匁=11.10 g、1 匁=3.70 g」

であった。メラー・トレード（株）製、電子天秤、PG2002（秤量 2100 g、目量 0.01g）による。

### 5. 3 補正について

江戸期中後期の質量に当該 20 両が補填されていることから、補填跡の側面の小桐紋に注目する必要がある。この小桐刻印は補填時に打刻されたと思われる分銅表面（図-4（b））のものと同一である。

後藤分銅特有の側面小桐紋の打刻印についての研究は「改め印」関連の歴史的資料が見いだせないことと相まって、今後の研究を待たなければならない。なお、側面の小桐紋を分類し、正確に検証するのは困難であるが、計測された質量から理論的年代値を計算し再検証することは可能である。

参考までに、江戸初期から明治初年までにかけての古分銅期の質量の年代測定をした岩田重雄の回帰式から「1 両=37.4285 g」の推定年代を計算すると、この徳乗銘鑿線刻花押分銅の補填年は以下ようになる。

1580-1870 年までの回帰式<sup>34)</sup>は、X を西暦年、Y を 1 両あたりのグラム数とすると、

$$Y = 8.4570 \times 10^{-4} \times X + 3.5941 \times 10$$

である。この式に 1 両 37.4285 g を Y に代入すると、X は 1759 年となる。

また、側面（図-5）から分かるように、分銅のくびれた部分の補填であることが注目される。これは江戸中・後期の補填法であり、補填上に小桐紋が打刻されていることが確認できる。

以上から判断すると 13 代延乗期による補正と推測される。延乗は寛保 2（1742）年に家督を 12 代壽乗（元禄 2（1689）年-寛保 2 年）から相続した。



図-5 銅側面からの補填

### 6. 小川博所蔵「後藤写」銘銀秤

現在のところ徳乗銘の 3 匁鑿線刻花押分銅と補填補正されている日本民俗資料館の 20 両では、徳乗期の直接的な計測による復元は困難である。同様に、光乗期の本格的質量を復元するには伝世品、発掘資料の個体数の少なさから限界がある。

このように、古分銅を直接計測する他に当時の後藤家の分銅に準拠する棒秤、特に銀秤との関連からの復元が必要と考えられる。「後藤極」銘の銀秤の存在を、林英夫は「秤座」<sup>35)</sup>で指摘しているが、その研究は遅れている。

現在、伝世品の蒐集からのアプローチが、入野博及び小川博によって進められている。

#### 6. 1 「後藤極」銘の銀秤

林英夫の研究を基に、小川博は入野博とともに棒秤、特に銀秤から後藤家分銅による慶長期の質量標準化についての実証研究を進めている。

江戸期を通じて棒秤の製造、販売は周知のように「東国三十三カ国」を独占した守随家、「西国三十三カ国」を支配した神家によって行われた。

林英夫は以下のように記している。「京都神家の秤は、当初より「後藤極」の秤量であったと思われるが、江戸守随家の秤は天正 10 (1582) 年から「後藤極」となり、それ以前は、甲州で慣用されてきた秤量であった」<sup>36)</sup> と。しかし、東西 2 家の独占分立は承応 2 (1653) 年であり、後藤家の分銅による独占はやや遅れて寛文 5 (1665) 年である。

東西両家による棒秤の独占以前は、両家以外の秤が幅広く通用していた。林英夫は昭和 43 年に長野県佐久地方で「御秤屋 後藤極 本善太郎 (花押)」銘打刻の銀秤を発見している<sup>37)</sup>。

守随、神両家による独占以前、室町時代末から織豊期、徳川初期の棒秤については、その品質を示すため「天下一」銘が皿に打刻されていたことが知られている。守随初期正得 (生年不詳一元禄 4 (1691) 年) 期は、屋代弘賢の「古今要覧稿」にあるように「天下一」銘が打刻されていた。守随の東国での独占の浸透とともに「天下一」銘の打刻は元禄期初めに廃止された<sup>38)</sup>。

## 6. 2 小川博所蔵「後藤写」銘の銀秤

「天下一」銘打刻の銀秤の研究から、小川博は銀秤の中に「後藤写」銘のある伝世品に注目した。この銀秤は、林英夫が長野県佐久地方で発見した「後藤極」銘打刻のものと同一の性格を有する。

小川博所蔵銀秤は皿に「後藤写 天下一 豊義 (花押)」(図-6) と打刻されている。「後藤写」は「後藤極」より、後藤家分銅に準拠していることを直裁的に表す銘である。

現在、棒秤の精度を調べる検定器がすでに破棄され困難なことから、銀秤の精度についての調査方法は今後の課題である。一般に銀秤の精度の目安は 1/200 である。

銀秤で「後藤写」銘を打刻してある伝世品は小川博所蔵の 1 挺にすぎないが、林英夫による

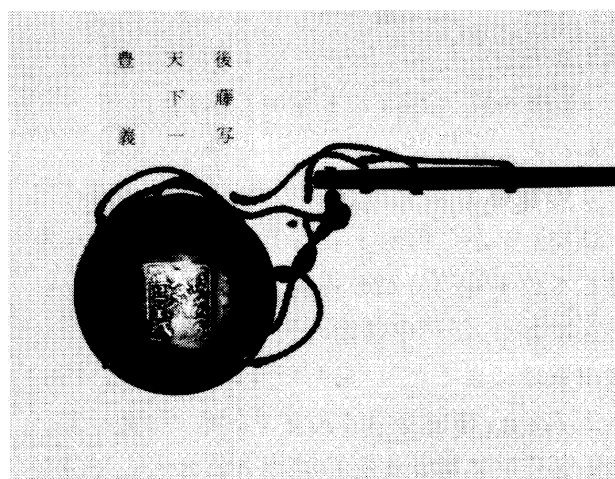


図-6 「後藤写」銘銀秤

「後藤極」銘の存在とともに更なる蒐集や検証への期待がふくらむ。林英夫が発見した「御秤屋 後藤極 本善太郎」の銀秤は、その後入野博が 2 挺発見している。

加えて、入野博は「後藤今極 天下一 大和 (花押)」銘の銀秤を発見、所蔵しており、これは入野博所蔵の「大和」銘銀秤 3 挺のうちの 1 挺である。このように 17 世紀中期まで「後藤極」「後藤写」「後藤今極」と後藤家の分銅に準拠していることを示す銀秤、棒秤が流布した。今後ともさらなる報告が期待される。

「後藤写」銘の銀秤と後藤家分銅との相関性についての研究は、銀秤の精度が 1/200 と粗雑なことから今後の課題である。

## 7. 後藤家の分銅と銀秤「後藤極」

林英夫は「権衡の統一的確立は、豊臣秀吉が後藤徳乗をして分銅の製作にあたらせ、後藤家の分銅による秤目を秤量の基準にしたことから、畿内を中心とする経済圏の拡大にともなって『後藤極め』の秤目が普及していった」としている。同時に「五代目の四郎兵衛徳乗の頃から大判、小判、金銀法馬 (分銅)、天秤用の分銅の製作にあたったようである」<sup>39)</sup> と記す。

この一文に示される林英夫の基本的見解は現在も踏襲されているが、これまで本稿で論証してきたように光乗や徳乗銘の鑿線刻花押の分銅

についての調査が進み新たな展開から一部是正する必要が生まれている。

林英夫の見解は使用した資料の検証不足に起因し、特に「国史大辞典」5巻、「後藤家」の項で「四代光乗は乗真の嫡男で、父戦死ののちは九州へ移り住んだが、やがて元亀二（1571）年に帰洛して信長の知遇を得て、天正九（1581）年には大判分銅の役を引き継いでいる。光乗は同十一年に没し、光乗の嫡男である五代徳乗は分銅・大判の役を引き継いでいる」<sup>40)</sup>とした記述を、無批判で受け入れたことが誤解を生んだ。

光乗の没年は上記「後藤家譜」「後藤家一統系図」とともに元和8（1622）年であり、天正11年説に立つ小笠原信夫や遠藤佐々喜の見解は受け入れがたい。

なおまた、小笠原信夫は徳乗の諱に「光次」をあげているが、田谷博吉は同じ「国史大辞典」5巻、「後藤庄三郎」の項で、文禄2（1593）年関東下向の際「師家後藤四郎兵衛徳乗（光基）の養子となり、後藤家の代々の名乗りである『光』の一字を許されて光次と称し、徳乗の名代として関東に向かった」<sup>41)</sup>としている。従って徳乗が「光次」を名乗ったとは史料的に考えるべく、金座後藤と大判座後藤の統合をもくろむ政治的意図があったとする西脇康の見解が妥当である。

もっとも前掲「後藤家譜」に記されているように目の悪化から光乗が40歳代、天正期に家督を譲ったことは推測される<sup>42)</sup>。この点と徳乗銘鑿線刻花押分銅が伝世することと併せて思慮すると、光乗銘鑿線刻花押分銅の製造期間は極めて短期間であったことになる。

## 8. 終わりに

後藤関連史料の整理が馬場章によって行われ、平成15年に「金工後藤家による御家彫の実証研究」<sup>43)</sup>が刊行された。この間、馬場章、西脇康が後藤家史料を翻刻し、優れた業績を本学会に提供し続けてきた。

特に西脇康は勲兵衛家史料を用い手がかりす

らなかった菱後藤家の研究へのアプローチを行い、本稿の中心課題である光乗銘鑿線刻花押分銅解明の手がかりを与えた。さらに西脇康は後藤四郎兵衛家史料の批判を進め「元禄期以前の大判座後藤系譜では徳乗の諱（名乗）は光基となっているが、金座を掌握するもくろみから、江戸中期の一時期に光次と改竄した形跡がある」<sup>44)</sup>と結論づけた。

以前は、後藤四郎兵衛家史料の中、(A-95) 第14代後藤桂乗先祖略歴書上「明細書」、(A-98) 第16代方乗差出し「由緒書扣」が金座掌握の政治的意図をもった文書であることが分らず、これらの文書を基礎史料に用いた塚本豊次郎や林英夫の徳乗にかかわる記述は一部に混乱と誤謬を生じた。

我々グループは、西脇康の史料の批判研究を踏まえ、本研究で徳乗銘鑿線刻花押分銅及び光乗銘鑿線刻花押分銅の存在を実証的に明らかにした。同時に、これまで小川浩や高柳光寿が後藤銘「古丁銀」の花押を光乗花押と指摘したが、なお未見とし、未解決であった光乗銘及び徳乗銘の古分銅についてそれらの存在を本稿で解明した。

西脇康による後藤家史料の史料批判と併せて、本学会会員、入野博や小川博、森川年久の光乗銘、祐徳銘、菱後藤系銘、徳乗銘鑿線刻花押分銅および「天下一」銘銀秤の伝世品の蒐集は、織豊期質量標準の実証的研究の支柱である。

また、昭和60（1985）年の堺環濠都市遺跡の祐徳銘鑿線刻花押分銅の出土に始まり、平成14年大坂城址からの光乗銘や祐徳銘鑿線刻花押分銅の出土は、後藤銘古分銅を比定する決定的役割を果たした。大坂城址の発掘で、貴重な資料を発見し提供いただいた江浦洋氏に深甚なる感謝を申し上げる。

## 註

- 1) 後藤家関連文書は馬場章等によって整理されている。「後藤家譜」は後藤四郎兵衛家史料(A-104、105)である。「後藤家譜」につい

- ての翻刻、論究は、山田研治、石島勇翻刻：後藤家譜についての一考察、計量史研究、Vol. 24 No. 2 (No. 26)、2002 年、136-40 頁。
- 2) 後藤勘兵衛源実光文謹誌：後藤家一統系図、明治 11 年、東大史料編纂所影写本、4 丁、9 丁。勘兵衛家が宗家として位置づけられ、四郎兵衛家は分家扱いであり、全幅の信頼性を置くのは危険であるという西脇康の指摘もある。
  - 西脇康：大判座後藤と一門の系譜（7）、月刊収集、第 24 巻、第 6 号、1999 年、28 頁。
  - 3) 前掲、後藤家一統系図、38 丁。
  - 4) 小畑弘己：繭形分銅覚書、法哈噠、第 1 号、博多遺跡研究会、1992 年、52 頁。
  - 5) 山田研治、石島勇：前掲書、後藤家譜についての一考察、54 頁。
  - 6) 信長判の写しとされる文書が残されているが、源次（治）郎（徳乗）宛である。これも、源四郎（光乗）宛のものを、江戸中期に源次郎宛に意図的に書き換え伝承した可能性が高い。しかし、内容は天正 9 年 4 月 16 日付けで、分銅を改め、新たに吹く大判のために必要な物資を信長の側近で勘定方を務めた菅谷九郎右衛門に下知するように指示したものである。山田研治：分銅花押刻印の実証研究、計量史研究、Vol. 19 No. 1 (No. 1)、1997 年、44 頁。後藤四郎兵衛家史料(A-64)「織田信長書状写」。
  - 7) 江浦洋：大坂城址Ⅱ－大阪府警察本部庁舎新築工事に伴う発掘調査報告書一、(財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第 74 集、図版編、2002 年、図版 132 豊臣 計量関係遺物。江浦洋：大坂城跡出土の尺度・枴・秤、大阪文化財研究、第 20 号、(財)大阪府文化財調査研究センター、2001 年、80 頁。
  - 8) 塚本豊次郎：増訂日本貨幣史、思文閣、大正 14 年、昭和 47 年再版、67 頁。増補図版第 13 号「古丁銀」、旧原田虎之助所蔵写真。草間直方：三貨圖彙、復刻版、文献書院、昭和 53 年、550 頁。
  - 9) 續伸一郎：堺環濠都市遺跡発掘調査報告、S K T 164 地点、堺市文化財報告書 49 集、堺市教育委員会、1989 年、129 頁。
  - 10) 西脇康の「後藤宗家（四郎兵衛家）に残る宗家歴代の花押」から分るように第 14 代桂乗が両史料とも調整したものだが(A-90)「花押写」と(A-87)「心覚」の徳乗の花押は様相が若干異なる。西脇康：大判座後藤と一門の系譜(6)、月刊収集、24 巻 5 号、36 頁。なお(A-87)「心覚」の花押は尾張徳川家三所物小柄の徳乗自身銘花押から採取した可能性が高い。徳乗の自身銘の作品は元来数が少ない。小柄の作品と花押については、島田貞良、福士繁雄、関戸健吾：刀装金工後藤家十七代、雄山閣、昭和 48 年、25、44 頁。徳乗花押は(A-87)「心覚」から採取、なお註 30 参照。
  - 11) 佐藤寒山監修、若山泡沫：後藤家編、刀装小道具講座、第 2 巻、雄山閣出版、昭和 47 年、41 頁。
  - 12) 高柳光壽：後藤光乗とその作品に就いて、昭和 15 年、高柳光壽史学論文集、上、吉川弘文館、昭和 45 年、遠藤後藤系圖伝を用い天正 9 年「分銅及び大判は共にその形定まらず、壺枚の掛目壺両九匁六分の積りで、カンシロ壺両につき貳分づゝ加え、十両の掛目九十八匁であり、桐の極印なく、その外何の極印なく、耳の石目もない。」と古判金について記す。
  - 13) 西脇康校訂、補編、坂倉九郎次：対読・吾職秘鑑、書信館出版、2001 年、45-6 頁。
  - 14) 西脇康：前掲書、対読・吾職秘鑑、47 頁。
  - 15) 東京大学経済学部所蔵、形態は長径 12.9cm、短径 7.82cm、量目 166g の判金。下部「後藤花押」、第 4 代光乗か祐徳のものかと予想するとしているが、中央部右の初筆とされる「四十四匁五歩（分）」、中央部「花押」は光乗、少なくとも祐徳ではない。下部「後藤（花押）」は元乗（光乗弟喜兵衛家初代）と比定すべきである。西脇康：大判座・分銅座・彫物師後藤の花押について一史料批判による歴史事実への接近一、日本計量史学会・報告、2000 年、6 頁。なお、再計測が必要であるが、166 g で

- あれば初筆 44.5 匁であるので、1 匁あたり 3.730 g である。丘光明が求めた明時代万暦期の数値 1 匁あたり 3.71g とは差違がある。
- 16) 太閤分銅金の調査については、山田研治：古分銅期における質量標準の実証研究、計量史研究、Vol.20 No.1(No.21)、1998 年、20 頁。
- 17) 丘光明編著：中國歴代度量衡考、科学出版社、1992 年、488 頁。
- 18) 中根璋（元珪）：律原發揮、元禄 10 年、日本経済叢書、第 2 巻、大正 3 年、所収、130 頁。
- 19) 江浦洋：前掲書、(財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第 74 集、241 頁。
- 20) 西脇康：前掲書、対読・吾職秘鑑、84 頁。
- 21) 高柳光壽：前掲書、564 頁。
- 22) 塚本豊次郎：前掲書、21 頁。
- 23) 西脇康は「元禄期以前の大判座後藤系図では徳乗の諱（名乗）は光基となっているが、金座を掌握するもくろみから、江戸中期の一時に光次と改竄した形跡がある。実際徳乗の花押と光次との花押は一致しない」と記す。西脇康：大判座後藤と一門の系譜（3）、月刊収集、第 24 巻 2 号、書信館、1999、19 頁。
- 24) 高柳光壽：前掲書、564-5 頁、前田家所蔵光乗自身銘三点は、牽牛織女図三所物筭、玄宗楊貴妃図三所物筭、玄宗楊貴妃図二所物筭である。島田貞良、福士繁雄、関戸健吾：前掲書、31-3 頁。
- 25) 小川浩：日本古貨幣変遷史、日本古銭研究会、昭和 58 年、232-3 頁。本書では、高柳光壽の論文掲載光乗花押の「古丁銀」が転載されている。
- 26) 昭和 58（1983）年の段階では祐徳の花押を解明できずにいた。そのため天正 16 年の菱大判の花押が菱後藤家祐徳吉高の「高」であると解するに至らず光乗とみなされていた。高柳光壽の見解が小川浩によって引き継がれた。小川浩：前掲書、231-2 頁。
- 27) 高柳光壽は、昭和 15 年に「判金及び分銅に

光乗の花押の刻しているものは遺憾ながら現存していない。故に信長が果たして光乗に命じて判金及び分銅に極印を彫らしめたかどうかというふことは明確にできない」と記したが、本稿で明確にすることができた。高柳光壽：前掲書、567 頁。

- 28) 第 16 代方乗差出：後藤四郎兵衛家史料（A-98）、由緒書扣、1-2 丁。
- 29) 塚本豊次郎は「三貨圖彙」を用い光乗銘「古丁銀」を解説しているが、高柳光壽は「三貨圖彙」には徳乗光次の誤りだけでなく多くの誤りがあることを指摘している。高柳光壽：前掲書、566 頁。
- 30) (A-87)「心覚」記載の花押については下記の通りである。



山田研治：前掲書、古分銅期における質量標準の実証研究、15 頁。

- 31) 後藤勘兵衛源実光文謹誌：前掲書、後藤家一統系図、14 丁。
- 32) 5 匁光乗銘鑿線刻花押分銅と一緒に出土した分銅は含めて 7 面。その中 1 面は 4 両祐徳銘鑿線刻花押分銅であった。江浦洋：前掲書、(財)大阪府文化財調査研究センター調査報告書第 74 集、241 頁。
- 33) 岩田重雄：近世における質量標準の変化、計量史研究、Vol.1、No.1、1979 年、1-9 頁。なお、入野博所蔵の菱後藤祐徳銘鑿線刻花押分銅からの復元質量は「1 匁 = 3.733 g」であった。山田研治：前掲書、古分銅期における質量標準の実証研究、19 頁。
- 34) Shigeo Iwata, Chinese and Japanese Mass Standards, Proceedings of the Second

- International Symposium on Measurement of Force and Mass between Japan and China, Tukuba, Japan, May 23-24, 1994, pp.3-6.
- 35) 林英夫：秤座、吉川弘文館、平成7年再版、45頁。
- 36) 林英夫：前掲書、41頁。
- 37) 林英夫：前掲書、45-6頁。
- 38) 林英夫：前掲書、39頁。
- 39) 林英夫：前掲書、50-1頁
- 40) 小笠原信夫：後藤家、国史大事典、第5巻、吉川弘文館、昭和60年、908頁。小笠原信夫は遠藤佐々喜の見解を引き継いだようである。
- 41) 小笠原信夫：後藤徳乗、前掲書、国史大事典、916頁。
- 42) 田谷博吉：後藤庄三郎、前掲書、国史大事典、912頁。
- 43) 馬場章による大判座後藤家本、後藤四郎兵衛家史料と、後藤勘兵衛家史料の整理については、下記の研究成果報告書を参照。馬場章：近世日本社会における金貨の発行・流通に関する実証的研究、東京大学史料編纂所、1999年、2-7頁。
- 44) 註23、もともと、第16代方乗の嫡子光一が金座後藤家を継ぐ。

---

## An Empirical Study of the Weights Engraved with Signature

— Manufactured by Kojyo, Yutoku, and Tokujo GOTO —

Kenji YMADA, Toshihisa MORIKAWA, Hiroshi IRINO, Hitoshi OGAWA

### Abstract

The GOTO family had manufactured weights since the early modern era in Japan. After Nobunaga ODA(1534-1582) gave the GOTO family the charter in the fifth of Tensyo era(1577), the monopoly had began. There were 7 weights that were excavated from the ruins of Osaka castle in 2000. There were two kinds of weights on which were engraved the signatures (kaou) of the GOTO family. The one was signed by Yutoku GOTO (years of birth and death unknown), and the other was by Kojo GOTO (1529-1620). These signatures were carved on the back of the weights. In this time, Hiroshi Ogawa, a member of our team, investigated a weight preserved in the Japanese Folk Museum in Nagano prefecture. Our team confirmed that the weight was manufactured by Tokujo GOTO (1548-1631) by inspection of the signature.

As a result of our investigations into those weights, we identified the serial existence of the weights that were signed by Kojo and Tokujo, who were the head of the GOTO family, Yutoku GOTO, as well forefather of Hishi GOTO family. Moreover, at the end of our investigations, we went through all the weights that were manufactured during the regime of Hideyoshi TOYOTOMI (1537-1598) and Nobunaga ODA by the GOTO family.

---